



きらりとちぎ

巴波川を行き交う舟と、春から初夏にかけて1151匹の鯉のぼりが泳ぐ「うずまの鯉のぼり」は蔵の街の風物詩。しかし今、コロナ禍による異変が起きています。若手の船頭のお一人である大柿さんにお話を伺いました。

子どもの頃の栃木の思い出

「生まれも育ちも栃木市です」という大柿さん。「子どもの頃は、親に連れられて電車に乗って(栃木の)駅前に来るのが楽しくて……。それから巴波川を眺めて帰る、という思い出がずっと頭の中に続いています。」そんな大柿さんが船頭になったきっかけは、市内のスーパでたまたま手に取ったフリーペーパーでした。「地元で貢献してみませんか?」と書かれた遊覧船の船頭の募集広告を見て「ビビビときて、電話をかけました(笑)。」

船頭になるためには『操船技術』と、お客様をご案内する『口上』、そして『船頭唄』の三拍子揃える必要があるといいます。そのための研修期間は人それぞれですが、大柿さんは4か月の研修を経て合格。令和元年の6月に船頭としてデビューしました。

船頭唄を歌うことが楽しい

「もともと歌うことが好き」という大柿さん。最初は緊張や恥ずかしさがあった口上や船頭唄も「回を重ねるごとに気持ちよさになってきました(笑)。」Uターンなどの操船技術に苦労することもあるそうですが、「遠方から来たお客様に『またぜひ乗船したい』と声をかけていただけた時が、一番嬉しいです。」

未来へつなげる「鯉のぼりファンディング」

鯉のぼりの時期は「特別感」があると大柿さんは言います。「乗船された方にしか味わえない景色。頭上に鯉のぼり、水面に映る鯉のぼり、水中には本物の鯉。『三段重ねの鯉』です」。今、その「うずまの鯉のぼり」が存続の危機を迎えています。コロナ禍により遊覧船はたびたび運休を余儀なくされ、観光客も激減。傷んだ鯉のぼりを買って替えるための積み立ても枯渇しました。「もう続けられない」と関係者が気を落とす中、存続を期待する声に応じて始まったのが「鯉のぼりファンディング」。寄附一口2千円につき乗船券1枚を返礼、3月からの「うずまの鯉のぼり」の資金となります。「市内の方ですと、実際に乗ってみたことがない方もいらっしゃると思います。ぜひ鯉のぼりファンディングにご協力いただいて、そして実際に乗船していただくと嬉しいです。」

蔵の街遊覧船ホームページ
(鯉のぼりファンディング情報あり。船頭の募集も)



NPO 法人蔵の街遊覧船 船頭

おおがき まりこ
大柿 真理子 さん



令和4年(2022年)4月1日から成年年齢が18歳になります!
～ Part I 成年になったらできること～

消費生活センター(本庁舎2階)
☎(23)8899 / FAX(23)8820

民法が改正され、2022年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。これにより、2002年4月2日～2004年4月1日生まれの18歳と19歳の人、法律上は大人として扱われることになります。

成人になってどんなこと? 成年年齢(18歳)に達した人は、法律上は親権に従わなくてもよいので、親の同意を得なくても、自分の意思で契約を結ぶなど、様々なことができるようになりますが、自身の行動に責任を負うことにもなります。

18歳になったらできること

- ・クレジットカードを作る
- ・ローンを組んで買い物をする
- ・アパートを借りる
- ・結婚(女性の結婚年齢16歳→18歳へ)

20歳にならないとできないこと

- ・お酒を飲む
- ・タバコを吸う
- ・公営ギャンブルをする

「未成年」と「成年」の違いって? 未成年の契約には、原則、親などの法定代理人

の同意が必要です。未成年者が法定代理人の同意を得ずに契約した場合、契約を取り消すことができる権利(未成年者取消権)が行使できます。今後は、18歳になると未成年者取消権が行使できなくなります。

今回の改正で、成年に達したばかりの若者をねらう悪質事業者は少なくありません。「新成人」は契約に関する知識や経験が不足しているため、トラブルが心配されています。スマホやSNSの情報をきっかけに、トラブルに巻き込まれることもあるので注意しましょう。

トラブルになった際には、基本的に自分で解決しなければなりません。トラブルにあわないために、契約に関する様々なルールを知ったうえで、その契約が本当に必要かどうか、よく検討することが大切です。

困ったときは一人で悩まず、家族や消費生活センターに相談しましょう。

次号は「Part II～クレジット契約の仕組みと注意点～」をお届けします。

相談業務の案内

相談は無料で秘密は厳守します。気軽にどうぞ。市内の方であれば、どの窓口でも相談できます。

相談	日時	場所/問合先
弁護士相談(事前に要予約) (弁護士が法的な見解等を助言) ※予約開始 3月分:2/1(火)～(各日8時30分より受付) ※同じ案件での相談は2回まで(異なる会場で相談しても同様)	2月10日(木)、25日(金) 3月11日(金)、25日(金) 10時～12時	本庁舎2階 市民相談室 市民生活課☎(21)2122
	3月17日(木) 10時～12時	大平隣保館 ☎(43)6611 ☎0120-46-7830
	2月21日(月) 10時～12時	藤岡公民館1階 研修室 市民生活課☎(21)2122
	2月22日(火) 10時～12時	都賀総合支所 別館2階 会議室 市民生活課☎(21)2122
法律相談(事前に要予約) ※栃木市社会福祉協議会主催	2月1日(火)、15日(火) 9時～12時	大平地域福祉センター ふるさとふれあい館/ 社会福祉協議会大平支所☎(43)0294
	2月17日(木) 10時～12時	岩舟総合支所会議室棟1階第1会議室 市民生活課☎(21)2122
宅地建物相談(売買や賃貸借、所有と管理) 予約開始:2/1(火)8時30分～	2月18日(金) 10時～12時	本庁舎2階 市民相談室 市民生活課☎(21)2122
行政書士相談(相続・遺言、農地転用、開発行為等の手続き) 予約開始:2/1(火)8時30分～	2月18日(金) 14時～16時	
消費生活相談(商品やサービスなど消費生活全般)	月～金曜日 9時～16時	本庁舎2階 消費生活センター ☎(23)8899 FAX(23)8820
合同相談 (行政相談・人権相談) ◆移動県民相談も同時開設	2月8日(火)、◆22日(火) 10時～12時	本庁舎2階 市民相談室 市民生活課☎(21)2122
	◆3月17日(木) 10時～12時	大平総合支所1階 相談室 市民生活課☎(21)2122
	2月9日(水) 10時～12時	藤岡公民館1階 研修室 市民生活課☎(21)2122
	2月22日(火) 10時～12時	都賀総合支所 別館2階 大会議室 市民生活課☎(21)2122
	3月22日(火) 13時30分～15時30分	西方公民館2階 小会議室 市民生活課☎(21)2122
◆2月17日(木) 13時30分～15時30分	岩舟総合支所会議室棟1階第1会議室 市民生活課☎(21)2122	
市民相談 (日常生活の問題など)	月～金曜日 9時～17時	本庁舎2階 市民相談室 市民生活課☎(21)2122

相談	日時	場所/問合先
人権相談	月～金曜日 8時30分～17時15分	大平隣保館☎(43)6611 ☎0120-46-7830 厚生センター☎(24)2444 人権・男女共同参画課☎(21)2161
配偶者等からの暴力(DV)相談	月～金曜日 9時～16時	配偶者暴力相談支援センター ☎(21)2218
いじめ相談電話	月～金曜日9時～17時 ※土日祝日・時間外は 事前に予約が必要	本庁舎/青少年育成センター☎(24)0667 メール:gakusy03@city.tochigi.lg.jp
青少年相談 (非行問題・不登校など)	月～金曜日9時～17時 ※土日祝日・時間外は 事前に予約が必要	本庁舎/青少年育成センター☎(23)6566 メール:gakusy03@city.tochigi.lg.jp
家庭児童相談(0～17歳の子どものとその家族)	月～金曜日 9時～16時	本庁舎/家庭児童相談室(子育て支援課内) ☎(21)2227
児童虐待相談	月～金曜日 8時30分～17時15分	本庁舎/子育て支援課☎(21)2227 ※左記以外の時間は☎189 (児童相談所全国共通ダイヤル)
婦人・ひとり親家庭相談	月～金曜日 9時～16時	本庁舎/子育て支援課 ☎(21)2229
障がい児者相談(福祉サービスの利用・障がい理由とする差別・合理的配慮及び虐待防止)	月～金曜日 8時30分～17時15分	本庁舎/障がい福祉課 障がい児者相談支援センター係 ☎(21)2219 FAX(21)2682
ひきこもり相談(要予約) ※事前にお話を伺います。	第2木曜日(次回2月10日) 10時～12時、13時～15時	
就労支援相談(事前に要予約) (40歳未満の就労相談)	第1・3月曜日13時～21時 第1・3土曜日17時～21時 第2・4月曜日13時～21時 第1・3土曜日13時～16時	※祝日除く 栃木勤労青少年ホーム☎(22)3113 大平勤労青少年ホーム☎(43)5191
高齢者相談 (介護や福祉、生活全般、虐待)	月～金曜日 8時30分～17時15分	本庁舎/栃木中央地域包括支援センター ☎(21)2245・2246
もの忘れ相談 (認知症の専門員による相談)	2月4日(金) 10時～11時30分	本庁舎1階市民スペース/栃木中央地域包括支援センター☎(21)2171・2246

相続・遺言・登記・会社設立等
佐山司法書士事務所
親身になって相談に応じます

司法書士 佐山 隆
土地家屋調査士 佐山 健太郎
行政書士
司法書士

栃木市旭町19番16号 栃木市文化会館斜め前
TEL0282(24)2555 (平日)8:30～18:30
(土・日・祝) 事前予約にて承ります

とちぎHOTステーション

月～金曜 夕方4時から生放送!
地域の情報が満載! 平日毎日更新!

あなたの身近な話題もお寄せ下さい!

栃木ケーブルテレビ ☎0120-25-1819

経営相談・税務相談・相続税申告
小さな疑問、お気軽にご相談ください
(認定経営革新等支援機関)

篠木税務会計事務所

税理士・行政書士 篠木 一夫
税理士 渡邊 敬

〒328-0075 栃木市菌部町2-15-25オークラハイム1F(栃木女子高テニスコート近隣)
TEL 0282(22)6611 FAX 0282(22)6618
E-Mail shinogi-kaikei@cc9.ne.jp